

---

---

平成25年第5回大和町議会定例会会議録

---

---

平成25年9月6日(金曜日)

---

---

応招議員(18名)

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野元君	保健福祉課長	三浦伸博君
副町長	遠藤幸則君	産業振興課長	浅井茂君
教育長	上野忠弘君	都市建設課長	大畑憲治君
代表監査委員	渡邊仁君	上下水道課長	堀籠清君
総務課長	伊藤眞也君	会計管理者 兼会計課長	藤原敏明君
まちづくり 政策課長	千葉恵右君	教育総務課長	菅原敏彦君
財政課長	八島勇幸君	生涯学習課長	石川誠君
税務課長	千葉良紀君	総務課 危機対策室長	瀬戸正志君
町民生活課長	長谷勝君	産業振興課 農林振興 対策官	石垣敏行君
子育て支援 課長	高橋正春君		

事務局出席者

議会事務局長	浅野喜高	主事	曾根秀子
議事班長	千坂俊範		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午前9時58分 開 議

議 長（大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

本会議を再開いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長（大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番門間浩宇及び7番槻田雅之君を指名します。

---

日程第2「認定第2号 平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」から

日程第12「認定第12号 平成24年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」まで

議 長（大須賀 啓君）

日程第2、認定第2号 平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定から日程第12、認定第12号 平成24年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

前日に引き続き、朗読を省略して提出者の説明を求めます。町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

おはようございます。

特別会計の説明に入らせていただきます。

議案書の29ページをお開き願いたいと思います。

認定第2号でございます。平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳

出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては79ページからになります。

最初に、決算書の83ページのほうをお開き願いたいと思います。

歳入、1款国民健康保険税でございます。

1目から2目でございます。全体の調定額は8億9,195万72円でございます。収入済み額は6億213万4,178円でございます。徴収率につきましては67.51%となっております。平成24年度の現年分の徴収率につきましては1目・2目全体で88.14%、滞納繰越分につきましては26.51%になってございます。

続きまして、84ページのほうをお願いいたします。

2款1項1目督促手数料につきましては、調定どおり収入済みとなっております。

続きまして、85ページをお願いいたします。

3款1項国庫負担金につきましては、医療費の国からの定額負担金であります。調定どおりの収納額となっております。

2項国庫補助金につきましては、医療費の実績に基づく交付金及び高齢者医療運営費の補助、介護従事者の交付金、出産一時金補助金等であります。実績に基づき調定のとおり収入額でございます。

86ページをお願いいたします。

4款医療費給付交付金につきましては、退職者医療に係る交付金であります。社会保険診療報酬支払基金からの交付によるものでございます。

5款前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者分の交付金であります。これも社会保険診療報酬基金からの交付によるものであります。

87ページをお願いいたします。

6款県支出金につきましては、県負担金、県補助金、それぞれ国庫支出金と同様の内容であります。これも調定のとおり収入額となっております。

88ページをお願いいたします。

7款共同事業交付金につきましては、医療費の高額支出を抑制するための国保連合会からの交付金であり、これも調定どおり収入額となっております。

8款財産収入につきましては、国保基金からの利子となっております。

9款繰入金から90ページ、11款諸収入につきましては、繰入金、繰越金、預金利子、

医療費精算の還付金等でありまして、これも調定どおり収入額となっております。

92ページをお願いいたします。歳出になります。

主な施策の成果に関する説明書は132ページから134ページになりますので、ご参照のほうをお願いしたいと思います。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費でございます。職員関係の経費につきましては省略をして説明させていただきます。

7 節につきましては、事務補助員の賃金となります。

9 節につきましては、職員の旅費となります。

11 節につきましては、コピー代、それから印刷代、そのほか消耗品代になってございます。

12 節につきましては、郵送料、通信運搬費などになってございます。

13 節の委託料につきましては、国保の電算共同処理委託、それから国保事務の共同電算処理システムの保守委託、国保のレセプト点検業務の委託というふうになってございます。

2 目の団体負担金につきましては、これについては国保連合会の運営に要する町村割りの負担金となっております。

2 項の徴税费 1 目賦課徴收費につきましては、国保税の徴収事務に要した経費になってございます。

9 節につきましては、職員の旅費となります。

11 節につきましては、課税通知、封筒印刷代などになってございます。

12 節につきましては郵送料になります。

93ページをお願いいたします。

3 項 1 目国保運営委員会に要した経費でございます。昨年は3回ほど開催してございます。

1 節につきましては、国保運営協議会委員 9 名の報酬になってございます。

9 節につきましては、同じく運営委員の費用弁償になってございます。

11 節につきましては、お茶代などになってございます。

4 項 1 目の趣旨普及費につきましては、国保制度の啓発用のパンフレット等の経費となっております。

2 款 1 項療養諸費につきましては、本町の医療費としまして公費負担分 7 割を国保連合会へ支払いした負担金というふうになってございます。

94ページをお願いいたします。

5目の審査手数料は、レセプト点検の審査手数料で、国保連合会への支払いになってございます。

2項高額療養費につきましても、高額医療費部分につきまして公費負担分として7割を国保連合会に支出した負担金になってございます。

95ページをお願いいたします。

3項葬祭費、これにつきましては国保世帯で亡くなられた方20名分の葬祭費を交付金として交付しております。

4項1目出産一時金につきましては、国保世帯27人分の出生に対して交付金を交付しております。

96ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金等から6款共同事業拠出金までにつきましては、それぞれの医療費への支援金、負担金などでありまして、社会保険診療報酬支払基金及び国保連合会への負担金というふうになってございます。

97ページ下段になりますが、7款保健事業費1項特定健康診査等の事業費、1目につきましては特定健診に要した委託経費でございます。受診者数は1,994人、受診率は51.4%でございます。

98ページをお願いいたします。

11節につきましては、特定健診並びに結果説明会用の消耗品代になってございます。

12節につきましては、郵送料になります。

13節は、特定健診の委託料ということになってございます。

続きまして、2項保険事業費1目保健衛生普及費につきましては、各種健康教室及び各種集団検診等に要した経費でございます。

7節につきましては、健診結果説明会時の看護師の賃金となっております。

8節につきましては、健康世帯表彰記念品代、ウォーキング教室の講師謝礼金であります。11節につきましては、感謝の言葉の印刷代などになってございます。

12節につきましては、郵送料でございます。

28節につきましては、各種検診の助成に対する拠出金となっております。

8款基金積立金は、基金利子の相当分でございます。

9款諸支出金、支出金につきましては国保税の還付精算、それから医療費錯誤の精算、国庫支出金の確定による精算金等であります。

100ページのほうをお開きください。

平成24年度の大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算実質収支に関する



調書でございます。

収入総額につきましては24億7,348万8,000円でございます。支出総額23億6,364万2,000円でございます。歳入歳出差引額につきましては実質収支額と同様で、1億984万6,000円でございます。

基金繰入額につきましては6,000万円でございます。

なお、決算年度末における国保会計の財政調整基金の残額になりますが、2億5,065万6,000円という額になってございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長（三浦伸博君）

それでは、議案書に戻っていただきまして、30ページをお願いいたします。

認定第3号でございます。平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書でございますが、104ページをお願いいたします。

あわせまして、主要な施策の成果に関する説明書、135ページからご参照をお願いいたしたいと思っております。

決算書104ページでございます。

歳入でございます。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料でございます。収入済み額2億7,638万1,785円となりまして、調定対比95.0%となっております。収入済み額につきましては、滞納繰越分も含めまして1,140万1,940円となっております。

次に、2款使用料及び手数料1項1目につきましては、督促手数料でございます。

105ページをお願いいたします。

3款国庫支出金1項1目の介護保険給付費でございますが、国で定められた率、介護給付費20%相当分の国庫負担金でございます。

2項1目の調整交付金につきましては、介護給付費の5%相当分の交付金ござい

ます。

3目の地域支援事業につきましては、介護予防・包括的支援事業2事業分に係る交付金でございます。

4目災害臨時特例補助金につきましては、震災により被災された被介護者の介護サービス利用料の減免をした分につきましてはの補填分でございます。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費負担金につきましては、国で定められた率、介護給付費の31%相当分が社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

2目地域支援事業の介護予防事業に係る分につきましても、支払基金からの交付金でございます。

107ページをお願いいたします。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費12.5%相当分の県負担分でございます。

2項1目交付金ですが、財政の安定化に資する必要な費用として県から交付されたものでございます。

3項2目につきましては、地域支援事業に係る介護予防、包括的支援事業2事業に係る県からの補助金でございます。

6款財産収入1項1目利子及び配当金につきましては、財政調整基金からの利子でございます。

7款繰入金1項1目一般会計繰入金1節につきましては、介護給付費の12.5%相当分の法定繰入分でございます。

2節につきましては職員給与等繰り入れ、3節、4節につきましては地域支援事業の介護予防・包括的支援事業等に係る繰り入れでございます。

2項1目の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整に要したものでございます。

109ページをお願いいたします。

8款繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

9款諸収入でございますが、2項1目町預金利子につきましては特別会計の預金利子でございます。

3項4目の雑入ですが、介護予防プラン作成に係る収入、それからグループホームすずらの土地貸付料76万9,400円、さらには任意事業の配食サービス等の利用者負担分でございます。

111ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費でございますが、介護保険事業運営に要しました人件費、事務費、維持運営等でございます。

11 節につきましては、事務用品、予算・決算書の印刷費でございます。

12 節につきましては、介護保険システムプログラム保守点検料でございます。

14 節につきましては、グループホームすずらんに係る土地借上料でございます。

15 節につきましては、グループホームすずらんの火災報知設備整備に要した費用でございます。

19 節につきましては、認知症の人と家族の会県支部への負担金でございます。

25 節につきましては、介護保険財政調整基金への積み立てを行ったものでございます。

2 項 1 目賦課徴収費でございますが、11 節につきましては保険料納入通知書等の印刷。12 節につきましては介護保険料額の通知等の通信運搬費でございます。

3 項 1 目認定調査等費 7 節につきましては介護認定調査に係る調査員への賃金。9 節につきましては調査員の費用弁償でございます。

11 節につきましては、公用車の燃料費及び認定調査の用紙等の費用でございます。

12 節につきましては、主治医の意見書作成手数料等でございます。

19 節につきましては、介護認定審査委員会の運営経費といたしまして、黒川地域行政事務組合への負担金でございます。

27 節につきましては、重量税でございます。

4 項 1 目計画策定委員会費の 1 節及び 9 節につきましては、介護保険運営委員会の費用でございます。

続きまして、2 款保険給付費につきましては、介護サービスの実績に基づく給付費でございます。

113 ページをお願いいたします。

1 項 1 目居宅介護サービス給付費等は、訪問介護、通所介護、短期入所サービス等の居宅介護費及び住宅改修、福祉用具費に係る給付費でございます。

2 目施設介護サービス給付費等は、老人福祉施設、老人保健施設等への給付費でございます。

3 目居宅介護サービス計画費等は、ケアプラン作成に伴います給付費でございます。

4 目地域密着型介護サービス給付費等は、グループホーム及び通所サービスに係りました給付費でございます。

2項1目高額介護サービス等費でございますが、12節は高額介護サービス支給処理手数料といたしまして国保連合会へ支払った費用でございます。

19節につきましては、高額介護サービスの給付費でございます。

3目高額医療合算介護サービス費につきましては、高額医療費、介護サービスの個人負担が一定の割合を超えた98名の方に給付を行ったものでございます。

3項1目・2目につきましては、要介護認定の要支援1・2の方への介護予防サービスに係る給付費でございます。

115ページをお願いいたします。

4項1目につきましては、ケアつき老人ホーム等の入所者に係る給付費でございます。

5項1目審査支払手数料12節につきましては、平成24年度2万2,643件の介護給付費審査手数料でございます。

続きまして、3款諸支出金1項1目23節につきましては、介護保険料の歳出還付でございます。

2目償還金23節につきましては、平成23年度の介護給付費の確定等に伴います精算による国・県への返還金でございます。

続きまして、4款地域支援事業につきましては、要支援、要介護状態になる前の介護予防推進事業でございます。

1項1目介護予防特定高齢者施策事業費の7節につきましては、特定高齢者の実態把握のための賃金でございます。

8節につきましては、認知症介護者に対する研修会等支援事業に要しました謝礼でございます。

11節、12節につきましては、生活機能評価事業に要します消耗品、通信運搬費でございます。

13節の委託料につきましては、運動機能向上のための転倒予防、お口機能向上事業等に要した費用でございます。

2目介護予防一般高齢者施策事業費につきましては、元気な高齢者を対象に介護予防の普及啓発、さらには地域介護予防活動支援事業に要した費用でございます。

7節につきましては、健康貯筋友の会事業に伴います看護師の賃金でございます。

8節につきましては、各行政区の生き生きサロンへの介護予防の出前講座の講師謝礼でございます。

11節、12節につきましては、出前講座の治療費用及び通信運搬費でございます。

117ページをお願いいたします。

2項1目介護予防マネジメント事業費でございます。

7節につきましては、包括支援センター臨時社会福祉士の賃金でございます。

11節につきましては、公用車車検整備代等でございます。

12節につきましては、包括支援センターシステムの保守に要する費用でございます。

13節につきましては、指定介護予防支援事業、ケアプラン作成の委託料でございます。

27節につきましては、重量税でございます。

2目総合相談事業費につきましては、実態把握に要する看護師の賃金等でございます。

3目権利擁護事業につきましては、高齢者虐待防止事業の研修会に要した費用でございます。

4目包括的・継続的マネジメント支援事業費は、介護支援専門員の研修に要した費用でございます。

5目任意事業費ですが、8節につきましてはお元気訪問員、あんしんコール事業協力員への謝礼でございます。

12節につきましては、ひとり暮らし老人等へのコール機器取り付け・取り外し料及びボランティア保険料でございます。

13節につきましては、配食サービス事業及びあんしんコールセンターサービス事業に要した委託料でございます。

14節につきましては、あんしんコール機器借上料でございます。

119ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額16億3,657万円、歳出総額16億900万8,000円、歳入歳出差引額2,756万2,000円、実質収支額2,756万2,000円でございます。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を1,400万円といたしたところでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

それでは、議案書の31ページをお願いしたいと思います。

認定第4号 平成24年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、平成24年度宮床財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定に付するものでございます。

成果説明書につきましては、144ページでございます。

それでは、決算書122ページでご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、歳入でございます。

第1款第1項財産運用収入第1目財産貸付収入の土地貸付収入につきましては、宮床生産森林組合、難波山菜研究会、東北電力に対します土地の貸付収入21万2,000円でございます。

2目の利子及び配当金につきましては、基金の利子295万円でございます。基金の積立分、さらには町への貸付運用部分の内容になっているものでございます。

2款繰入金、基金繰入金につきましては、財源調整のため財産造成基金から繰り入れたものでございます。

3款繰越金につきましては、平成23年度からの繰越金237万9,000円でございます。

123ページになりますけれども、4款2項1目預金利子につきましては、歳計現金の利子となっているものでございます。

124ページ、歳出になりますけれども、第1款管理会費につきましては管理委員7名に要する費用でございます。1節報酬につきましては7名分の報酬、旅費は費用弁償等でございます。交際費につきましては会長交際費。

2款総務費第1項総務管理費1目一般管理費につきましては7節賃金につきましては、清掃業務員1名に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、予算書・決算書印刷代となっております。

12節役務費につきましては、連絡用の切手代であります。

2目財産管理費7節賃金につきましては、直営造林地作業道刈り払い賃金でございます。

13節委託料は森林管理巡視業務委託料。

15節工事請負費につきましては、財産区有林内の林道整備工事152万2,000円でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、町林業地域振興協議会、山火事防止協議会、県水源地造林協議会等への負担金8万1,000円でございます。

125ページでございますけれども、4目諸費の19節負担金補助及び交付金につきましては、町内3財産区で結成をいたしております財産区連絡協議会への負担金。

28節繰出金につきましては、一般会計への繰出金で、説明書の144ページのところに対象団体並びに金額等について記載をさせていただいております。

なお、この繰出金2,862万円のうち2,000万円につきましては、宮床中学校体育館建設のための繰出金が含まれているところでございます。

126ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3,394万9,000円、歳出総額3,360万4,000円、差引額・実質収支額ともに34万5,000円となっているものでございます。

なお、平成24年度の基金残高につきましては、大和町財産に関する調書といたしまして、この冊子の198ページにも記載をいたしておりますけれども、4億8,916万6,000円となっているところでございます。

続きまして、議案書32ページをお願いしたいと思います。

認定第5号 平成24年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、平成24年度吉田財産区歳入歳出につきまして、監査委員の意見を付しまして議会の認定に付するものでございます。

成果の報告書につきましては145ページでございます。決算書の129ページにおきましてご説明をさせていただければと思います。

まず、歳入でございますけれども、第1款県支出金の1目総務管理費補助金につきましては県森林育成補助金、除伐分6.35ヘクタール分の補助金71万1,000円でございます。

2款財産収入1項1目財産貸付収入につきましては、吉田愛林公益会及び東北電力への土地貸付収入31万8,000円でございます。

続きまして、130ページでございますけれども、3款繰入金の財産造成基金繰入金につきましては、財源調整のための繰り入れとなったものでございます。

4款繰越金につきましては平成23年度からのもの。

5款諸収入1項森林総合研究所支出金につきましては、森林総合研究所所管の造林育成に対する支出金でございます。壇ノ下地区の19.33ヘクタールの徐伐等に要した収入716万1,000円でございます。

2項利子につきましては、歳計現金利子でございます。

132ページになりますけれども、こちらは歳出でございます。第1款管理会費で

ございますけれども、1節報酬につきましては管理委員7名の報酬、10節交際費につきましては会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、財産区の管理に要するものでございまして、11節につきましては予算書・決算書の印刷代。役務費につきましては案内切手代。

2目財産管理費につきましては、12節役務費は森林保険料。13節委託料115万5,000円につきましては、壇ノ下地内の6.35ヘクタールの杉造林地徐伐に要した費用であります。19節負担金につきましては、林業地域振興協議会、山火事防止協議会、県水源林造林協議会、黒川地区林業普及推進協議会への負担金でございます。

続きまして、133ページでございます。

3目森林総合研究所分収造林管理費、12節役務費につきましては森林保険6.2ヘクタール分でございます。

委託料711万9,000円につきましては、19.33ヘクタールの徐伐等分に係る経費でございます。

4目諸費の19節負担金補助及び交付金につきましては、財政区連絡協議会負担金となっております。

28節繰出金につきましては、成果報告書の145ページに記載してございますけれども、一般会計へ繰り出しを行いまして、地域団体への助成を行ったものでございます。

134ページ、実質収支でございますけれども、歳入総額986万9,000円、歳出総額950万1,000円、差引額・実質収支ともに36万8,000円でございます。

なお、年度末基金残高につきましては892万3,000円となっております。

議案書の33ページをお願いしたいと思います。

認定第6号 平成24年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、平成24年度落合財産区特別会計歳入歳出につきまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定に付するものでございます。

説明書につきましては146ページ、決算書137ページでご説明をさせていただきます。まず、歳入でございます。

1款財政貸付収入につきましては、相川、報恩寺、松坂地区におのおの貸し付けいたしております収入、さらにN T Tの設備用地としての貸付収入となっているものでございます。

2目の利子及び配当金につきましては基金利子でございます。

第2款繰入金につきましては、財源調整のため基金からの繰り入れとなったもので



あります。

第3款繰越金につきましては、平成23年度からのものであります。

138ページでございますけれども、4款預金利子につきましては歳計現金利子であります。

139ページ、歳出でありますけれども、第1款管理会費につきましては管理委員7名に要した費用でございます。

1節報酬につきましては管理委員7名の報酬。旅費につきましては、管理会、協議会等の費用弁償等でございます。10節交際費につきましては、会長交際費。

2款1項1目一般管理費につきましては、11節需用費は予算書・決算書の印刷代、12節役務費につきましては連絡用切手代。

2目の財産管理費19節負担金につきましては、山火事防止連絡協議会への負担金であります。

3目諸費19節負担金につきましては、3財産区連絡協議会への負担金。28節繰出金につきましては、成果の説明書146ページに記載してございますけれども、町内団体等への一般会計を通じての助成に要した経費となっているものでございます。

141ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額615万5,000円、歳出総額598万8,000円、差引額・実質収支ともに16万7,000円でございます。平成24年度末の基金残高につきましては3億891万2,000円の内容となっているものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

それでは、議案書のほうにお戻りいただきたいと思っております。議案書34ページになります。

認定第7号 平成24年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成24年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算につき、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書のほうにつきましては、144ページをお願いいたします。

また、主要な施策の成果に関します説明書につきましては147ページとなっております。あわせてご参照をお願いいたします。

それでは、決算書144ページ、お願いいたします。

最初に、歳入でございます。

1款1項1目利子及び配当金につきましては利子分でございます。

2款1項1目教育寄附金につきましては、大和エコライオンズ様より賜りましたご厚志での寄附金でございます。

3款1項1目奨学事業基金繰入金につきましては、基金繰入金でございます。

4款1項1目繰越金1節繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

次に、145ページをお願いいたします。

5款1項1目預金利子1節預金利子につきましては、歳計現金の利子となっております。

2項1目奨学費貸付金元利収入1節奨学費貸付金元利収入につきましては、貸し付けを行いました奨学金の償還金でございます。89名からの返還をいただいたものとなっております。

なお、収入未済額53万7,000円となっておりますが、未納者は8名分ということで、前年に比べまして前年対比17万6,500円の減となっております。ですけれども、引き続き償還に向けまして督促等に努力してまいりたいと考えてございます。よろしくをお願いいたします。

次に、146ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

1款1項1目事業費につきましては、21節貸付金は高校生4名、大学生20名、合計して24名に対しまして奨学金の貸し付けを行ったものでございます。

なお、平成22年度よりは大学生への貸付金が月額3万円として貸し付けをいたしておるものでございます。

次に、事務費でございます。

1節報酬及び9節旅費につきましては、奨学事業審議会を2回ほど開催しております、それにおける委員の報酬並びに費用弁償となっております。

11節需用費につきましては、予算書・決算書の印刷代でございます。

12節役務費につきましては、切手代でございます。

25節積立金につきましては、奨学事業基金への積み立てを行ったものでございます。

次に、147ページをお願いします。

実質収支に关します調書でございます。

1、歳入総額983万3,000円。2、歳出総額839万4,000円。3、歳入歳出差引額が143万9,000円となっております。5の実質収支額につきましても同額で、143万9,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議 長（大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

続きまして、議案書35ページをお願いいたします。

認定第8号 平成24年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては148ページ、成果に関する報告書も148ページになりますので、ご参照をお願いいたします。

決算書150ページ、歳入のほうについてご説明をさせていただきます。

1款につきましては、後期高齢者医療の保険料でございます。特別徴収・普通徴収合わせまして、調定比率につきましては99.2%になってございます。

2款につきましては、使用料及び手数料でございます。これにつきましては、督促手数料の収入でございます。

3款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金になってございます。事務費、人件費ほか、保険料の軽減相当分の繰入額となっております。

151ページをお願いいたします。

4款繰越金につきましては、前年度からの繰越金になります。

5款諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金につきましては、県の後期高齢者の連合会からの23年度分の保険料の還付金となっております。

152ページをお願いいたします。

3項につきましては、預金利子となっております。

4項受託事業収入、これにつきましては県の後期高齢者連合会からの健康診断の受

託料となっております。

135ページをお願いいたします。

歳出になります。

1 款総務費 1 項につきましては、後期高齢者会計の運営事務費に要した経費となっております。

11 節につきましては、特別会計予算・決算書の印刷代及びコピー代などになってございます。

12 節につきましては、郵送料でございます。

13 節につきましては、後期高齢者健康診査委託料、646 名受診しております。並びに後期高齢者医療システムの保守料の委託料でございます。

2 項徴収費につきましては、保険料の徴収事務に要した経費となっております。

11 節につきましては、医療保険の通知印刷、それから封筒代などがございます。

12 節につきましては、郵送料とそれから口座振替の手数料となっております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、これにつきましては、県の広域連合への保険料の納付金と保険基盤安定負担金の納付金というふうになってございます。

154ページをお願いいたします。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金につきましては、年度途中で保険料の確定あるいは変更等のあったものの還付金というふうになってございます。

155ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 1 億 7,824 万 1,000 円、歳出総額 1 億 7,458 万 8,000 円でございます。歳入歳出差引額・実質収支額とも同様に 365 万 3,000 円となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

それでは、議案書の 36 ページをお願いいたします。

認定第 9 号 平成 24 年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてで

ございます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成24年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものがございます。

決算書の158ページ以降でご説明を申し上げます。

なお、本事業の実施概要につきましては、主要な施策の成果に関する説明書の149ページ以降に記載し、ご報告しておりますので、あわせてご参照願います。

決算書の158ページ、歳入歳出決算事項別明細書になります。

初めに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目下水道事業負担金 1 節の公共下水道費受益者負担金現年度分につきましては、収納済み額1,387万8,350円で、収納率は99.4%でございます。

2 節滞納繰越分につきましては、収入済み額23万2,660円で、収納率は5.5%となっております。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目下水道使用料 1 節現年度分につきましては、収入済み額3億6,610万5,735円で、収納率が98.9%になってございます。

2 節滞納繰越分につきましては、収入済み額1,171万3,237円で、収納率は66%となっております。

2 項手数料につきましては、調定額どおりの収入となっております。

159ページでございます。

3 款国庫支出金 1 項 1 目下水道費国庫補助金であります。下水道整備事業につきましては事業費の2分の1、災害復旧事業につきましては10分の8の補助が収入済み額となっております。

なお、国庫負担の公共下水道、2号汚水幹線管渠改築工事(その2)の1件につきまして繰り越しをしたことによりまして412万5,000円が収入未済となっております。

4 款繰入金、160ページの5 款繰越金、6 款諸収入までにつきましては調定どおりの収入となっております。

7 款町債の1 節公共下水道債、161ページの2 節資本費平準化債、3 節流域下水道債、4 節災害復旧事業債につきましては調定どおりの収入となっております。

次に、162ページの歳出でございます。

1 款土木費 1 項 1 目一般管理費につきましては、下水道の管理経費のほか、使用料金等の賦課徴収、水質規制、下水道施設の維持管理に要したものでございます。

主なものといたしまして、11節の需用費につきましてはマンホールポンプの電気料、修繕料などでございます。

12節役務費は、マンホールポンプの管理用電話の使用料及び污水管などの清掃手数料などでございます。

13節委託料につきましては、料金算定業務、メーター検針業務の水道事業への委託料及び流域下水道への接続点17カ所と特定事業所29カ所の水質検査委託料、下水道台帳の作成、その他、マンホールポンプの保守点検、清掃委託に要したものでございます。

19節負担金につきましては、吉田川流域下水道維持管理負担金と、仙台市下水道管理負担金が主なものでありますが、補助金は水洗便所改造資金貸し付けに係る利子補給金75件分でございます。

27節公課費は、消費税及び地方消費税でございます。

次に、2項1目建設費であります。公共下水道補助事業分と単独事業分及び災害復旧工事のほか、流域下水道等への建設負担金が主なものでございます。

163ページとなります。

主なものといたしまして、11節需用費につきましては事業に係る消耗品、燃料費など。

13節委託料につきましては、下水道施設長寿命化計画策定業務委託及び下水道管路改築詳細設計に要したものでございます。

14節につきましては、積算システム借上料。

15節工事請負費は補助事業分といたしまして、下草、北目、南金谷のマンホールポンプの更新及び2号幹線の管渠改築工事2件ございました。また、23年度から繰り越しをした6件の下水道災害復旧工事を実施したものでございます。

なお、明許繰越費につきましては、2号幹線の管渠改築工事（その2）に係る855万4,000円につきましては、平成25年度に繰り越しをしたものでございます。

次に、町単独事業といたしましては、大平下地区におけます污水管布設工事及び災害復旧工事の現年度分4件、23年度からの繰越分13件、また過年度の下水管布設箇所の舗装復旧工事及び舗装修繕工事を実施したものでございます。

19節につきましては、吉田川流域下水道と仙台市に対する建設負担金。

22節補償補填及び賠償金につきましては、水道管の移設補償費でございます。

2款公債費につきましては、1項1目元金につきましては111件の償還及び5件の繰り上げの償還がございました。

2目の利子につきましては、112件分の支払いでございます。

なお、平成24年度末の借入残高につきましては、前年より2億1,110万9,000円減の53億6,188万2,000円となっております。

164ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額16億4,065万7,000円、歳出総額16億1,969万5,000円、歳入歳出の差引額2,096万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源(2)の繰越明許費繰越額442万9,000円でありますので、実質収支額につきましては1,653万3,000円となったものでございます。以上でございます。

次に、議案書の37ページをお願いいたします。

認定第10号 平成24年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の167ページ以降でご説明をいたします。

なお、本事業の実施概要につきましては、成果に関する説明書の151ページに記載し、ご報告しておりますので、あわせてご参照願いたいと存じます。

決算書の167ページ、歳入歳出決算事項別明細書になります。

初めに、歳入でございます。

1款分担金及び負担金1項1目農業集落排水事業分担金につきましては、関係地区の受益者分担金で、1節現年度分につきましては収入済み額5万円で、調定どおりの収入となっております。

2節の滞納繰越分は収入済み額28万3,800円で、収納率は7.9%となっております。

2款使用料及び手数料1項1目農業集落排水処理施設使用料、1節の現年度分につきましては収入済み額738万4,111円で、収納率が98.4%でございます。

2節の滞納繰越分につきましては、収入済み額22万7,684円で、収納率が46.0%となっております。

168ページの3款県支出金1項1目農業集落排水事業費県補助金につきましては、平成20年度から平成26年度まで7カ年で維持管理補助金といたしまして2億760万円の交付予定でございますが、当年度分の2,960万円の補助金でございます。

4款繰入金につきましては一般会計からの繰入金で、24年度決算は1,921万6,000円となっております。

5 款繰越金につきましては、前年度からの繰り越しであります。

169ページの6 款諸収入につきましては、調定どおりの収入となっております。

7 款国庫支出金 1 項 1 目農業集落排水事業費国庫補助金につきましては、平成23年度から繰り越しをした国庫負担の災害復旧工事 1 件分の補助金の収入でございます。

次に、170ページの歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費 1 項 1 目一般管理費につきましては、宮床クリーンセンター運営管理費及びマンホールポンプの維持管理等に要した経費でございます。

主なものといたしまして、11節需用費につきましてはクリーンセンターマンホールポンプの電気料、消耗品代などでございます。

12節は使用料収納事務手数料が主なもので、13節は処理場の運転業務、汚泥処理業務、使用料徴収業務、電気工作物保安管理業務などの委託料でございます。

19節の負担金につきましては、県の集落排水事業推進協議会への負担金でございます。

27節公課費の平成24年度における支出はございませんでした。

2 項 1 目建設費につきましては、地震災害復旧に要したものであります。

15節工事請負費は、補助の災害復旧工事 1 件及び単独災害復旧工事 1 件の工事請負費であります。いずれも平成23年度からの繰越工事の実施をしたものでございます。

22節は、災害復旧工事に伴う水道の移設補償費であります。工事請負と同様に平成23年度から繰り越しをしたものでございます。

171ページでございます。

2 款公債費の 1 項 1 目元金につきましては、12件の償還及び 2 目の利子につきましては16件の支払分となっております。

なお、平成24年度末の借入残高につきましては、前年より2,537万9,000円減少の6億6,279万7,000円となっております。

172ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額7,949万5,000円、歳出総額7,214万2,000円、歳入歳出総額735万3,000円で、4 の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5 の実質収支額も同額となっております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。休憩時間は10分間といたします。



午前 11 時 00 分 休 憩

午前 11 時 11 分 再 開

議 長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

それでは、続きまして戸別合併処理浄化槽特別会計につきましてご説明させていただきます。

議案書の38ページをお願いいたします。

認定第11号 平成24年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の175ページ以降で説明させていただきます。

実施概要につきましては、成果に関する説明書の152ページに記載してございますので、あわせてご参照願いたいと存じます。

それでは、175ページの事項別明細書です。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目合併処理浄化槽事業分担金につきましては、新規設置10基分の設置者分担金でありまして、調定どおりの収入となっております。

2 款 1 項 1 目の合併処理浄化槽使用料につきましては、設置及び管理移行の334基に係る使用料収入でございまして、1 節の現年度分の収納率は98.5%となっております。

2 節の滞納繰越分につきましては、76.9%の収納率となっております。

3 款 1 項 1 目の合併処理浄化槽事業費国庫補助金につきましては、10基の新規整備費に対します国庫補助金でございます。事業費の3分の1の補助が収入済みとなっております。

176ページでございます。

4 款の繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、財源調整のための繰入額でございます。

5 款繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます、調定どおりの収入。

177ページの6 款諸収入につきましても調定どおりの収入となっております。

2 項雑入につきましては、消費税の還付金でございます。

7 款町債 1 項 1 目下水道債につきましては、浄化槽の整備に要した財源の確保を図ったものでございます。

178ページの歳出となります。

1 款合併処理浄化槽費 1 項 1 目一般管理費につきましては、管理浄化槽334基の維持管理に要したものです。

主なものでございますが、11節につきましては事務事業に係る消耗品、印刷製本費のほか、浄化槽の修繕費でございます。12節は浄化槽の法定検査手数料。13節につきましては、保守点検及び清掃業務委託料が主なものとなっております。

2 項の合併処理浄化槽建設費につきましては、浄化槽設置事業に要した費用でございます。

主なものでございます。11節につきましては、事業に係る消耗品費でございます。

15節工事請負費につきましては浄化槽10基の設置工事、宮床 2 基、吉田 5 基、鶴巢 2 基、落合 1 基及び地震の被災による補修工事 2 件を実施してございます。

179ページの2 款公債費 1 項 1 目元金につきましては 7 件の償還。

2 目利子につきましては、7 件の償還支払い分でございます。

なお、平成24年度末の借入残高につきましては 1 億2,711万2,000円となっております。

180ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4,985万3,000円、歳出総額4,640万8,000円、歳入歳出差引額344万5,000円、翌年度へ繰越しすべき財源はございませんので、実質収支額も同額となっております。以上でございます。

次に、議案書の39ページをお願いいたします。

認定第12号 平成24年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第 4 項の規定により、平成24年度大和町水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の181ページからの平成24年度大和町水道事業会計決算報告書でご説明をいたします。

なお、本事業の実施概要につきましては、主要な施策の成果に関する説明書の153ページ以降に記載をし、ご報告しておりますので、あわせてご参照願いたいと存じます。

それでは、決算書の181ページ、収益的収支及び支出からご説明を申し上げます。これらはいずれも消費税込みの決算となっております。

収入でございます。

1款水道事業収益につきましては、決算額8億7,571万7,430円となり、前年対比で2.8%の増となっております。

この内訳となりますが、1項営業収益につきましては7億6,348万7,560円で、前年対比7.2%の増。

2項の営業外収益につきましては1億1,222万9,870円で、前年対比で19.5%の減となっております。

次に、支出でございます。

1款の水道事業費用につきましては、決算額8億1,428万9,270円となりまして、前年対比で2.6%の減となっております。

この内訳ですが、1項の営業費用につきましては7億8,479万6,725円で、前年対比2.4%の減。

2項の営業外費用につきましては2,949万2,545円で、前年対比で6.6%の減となっております。

以上の結果、税込みで収入・支出差し引き6,142万8,160円の黒字決算となっております。

次に、182ページ、資本的収入及び支出でございます。

収入でございます。

1款の資本的収入につきましては決算額8,140万5,500円で、前年対比194%の増となっております。

このうち1項の企業債につきましては、鶴巣落合線配水管強化事業に係るものでございます。

2項の出資金につきましては2,289万1,000円で、前年対比2.3%の増。

4項負担金につきましては、51万4,500円の収入となっておりますが、これは消火栓1基の更新に係る一般会計からの負担金でございます。

次に、支出でございます。

1 款の資本的支出につきましては、決算額 2 億7,940万4,942円で、前年対比で 78.2%の増となっております。

このうち 1 項の建設改良費につきましては 1 億9,728万1,664円で、前年対比で 155.3%の増となっておりますが、これは鶴巢落合系配水管布設工事及び天皇寺地区の配水管布設工事を平成23年度から繰り越しをしたことによるものでございます。

2 項の企業債償還金につきましては8,187万945円で、前年対比2.9%の増となっております。

3 項の国庫補助金の返還金でございますが、平成23年度実施の根古・若畑簡易水道の地震災害復旧工事の補助金に係るものでございまして、補助金を含む特定収入割合が課税売り上げの 5 %を下回ったために、補助金交付要綱に基づきまして消費税相当額につきまして返還をしたものでございます。

以上の収支によりまして、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億9,799万9,442円につきましては、過年度損益勘定留保資金から 1 億4,016万3,365円、減災積立金から50万円、建設改良積立金から5,000万円、さらに消費税資本的収支調整額から733万6,077円をもって補填をいたしたものでございます。

次に、183ページの損益計算書でございます。消費税抜きの金額となります。

1 項の営業収益につきましては 7 億2,779万8,452円で、前年対比7.2%の増。

2 の営業費用につきましては 7 億5,724万6,613円で、前年対比2.5%の減となりまして、営業損失につきましては2,944万8,161円となっております。この損失の増加でございますが、大崎広域水道からの受水費につきまして毎年増嵩傾向にあることからこのような状況となっております。

次に、営業外収益でございますが、他会計補助金 1 億625万700円、開発負担金335万7,000円が主なもので、1 億1,202万5,197円。

営業外費用につきましては支払利息が主なもので、2,948万9,760円となりまして、営業外収支につきましては8,253万5,433円の黒字になったことによりまして、経常利益は5,308万7,272円で、当年度純利益も同額となっております。

さらに、繰越利益剰余金45万6,189円を合わせました当年度末の未処分利益剰余金につきましては、5,354万3,460円となっております。

次に、184ページの剰余金計算書でございます。

地方公営企業会計制度の見直しに伴いまして、様式がこれまでの様式より変更されてございます。前段部、上段のほうですが、前年度の状況を示しておりまして、当年

度変更額に資本金剰余金の変動額を示してございます。企業債の発行につきましては当年度の借入額を、企業債償還では当年度の償還額を表示してございます。

減災積立金につきましては50万円を資本金組み入れしまして、建設改良積立金につきましては5,000万円を資本金に組み入れしております。

また、受贈財産の受け入れにつきましては、大和インター周辺土地区画整理組合の事業完了に伴いまして配水管などの施設を町に帰属されたものでございます。

以上のことから、自己資本金20億5,820万8,940円に、借入資本金が12億9,937万2,027円に、資本剰余金が30億3,801万5,435円に、利益剰余金が1億8,657万1,389円になっておりまして、本年度の未処分利益剰余金につきましては5,354万3,461円となっております。

185ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書でございます。当年度末残高につきましては5,354万3,460円となっております。

次に、議会の議決による処分額でございますが、減災積立金に300万円、建設改良積立金を5,000万円といたしまして、合計5,300万円を処分いたしまして、処分後の残高を54万3,461円といたすものでございます。

次に、186ページ、貸借対照表でございます。

資産の部、1の固定資産でございます。

(1)の有形固定資産につきましては、土地・建物・構築物などでございますが、合計57億9,000万6,728円でございます。前年対比で3.9%の増となっております。

(2)の無形固定資産につきましては、電話加入金、ダム使用権で72万2,837円となりまして、固定資産の合計につきましては前年比で3.9%増の57億9,072万9,565円となっております。

2の流動資産につきましては、現金預金、未収金などございまして、前年比で3.9%増の9億79万3,716円となりまして、資産合計につきましては66億9,152万3,281円で、前年比3.9%、2億4,957万988円の増となっております。

次に、負債の部でございます。

3の固定負債はございませんので、4の流動負債でございます。

未払金その他で1億935万5,490円で、負債の合計額も同額となっております。

資本の部でございます。

この資本金につきましては、固有資本金、組入資本金など自己資本金と企業債である借入資本金となります。合計で33億5,758万967円、前年比1.5%の増となっております。

います。

次に、6の剰余金の(1)資本剰余金につきましては、国庫補助金、受贈財産評価額、各種負担金などで合計額30億3,801万5,435円、前年比6.4%の増となっております。

(2)の利益剰余金につきましては、各種積立金と当年度の未処分利益剰余金の合計で1億8,657万1,389円となりまして、前年比1.4%増となっております。

剰余金合計につきましては32億2,458万6,824円で、前年比で6.1%の増。資本の合計につきましては65億8,216万7,791円で、負債資本の合計は66億9,152万3,281円で、前年比3.9%の増となっております。

次に、187ページの収益費用明細書でございます。消費税抜き金額となります。

1款水道事業収益1項1目給水収益につきましては、水道料金とメーター使用料を合わせまして6億4,141万2,739円で、前年対比4.5%の増となっております。

2目の受託工事収益につきましては、公共下水道などによるものでありますけれども、災害復旧工事の関係により前年比97.4%増の943万7,000円。

3目加入金につきましては5,300万円で、前年比36.9%の増となっております。

4目のその他営業収益につきましては、材売収益といたしましてコードカバー、メーターカウンターなどの売却代。手数料は設計審査手数料、開栓手数料など。雑収益は下水道使用料などの徴収業務委託料、消火栓維持管理料などでございます。

2項営業外収益でございます。

1目他会計補助金につきましては一般会計補助金で、上水道、簡易水道に対する高料金対策補助金などで前年比21.0%の減となっております。

3目の開発負担金につきましては、民間アパートなどによるものでございます。

4目雑収益につきましては、第三者によります施設の破損に伴う損害請求などがございます。

収益の合計につきましては8億3,982万3,649円であります。

188ページとなります。

1款の水道事業費用1項1目浄配水費の主なものでございます。

1節から3節までにつきましては職員人件費、4節は事務補助員の賃金でございます。

7節の通信運搬費につきましては、一般の電話料、監視用テレメーターの専用回線料などがございます。

8節保険料は、自動車、建物、機械設備などに係るもの。9節委託料につきましては

はメーター検針、水質検査、メーター交換業務委託などに要したものでございます。

12節の動力費につきましては、町内5カ所のポンプ場における動力電気料でございます。吉田、宮床1号・2号、鶴巣、松坂の5カ所でございます。

14節の修繕料につきましては、各種水道施設の修繕に要した費用でございます。

15節受水費につきましては、宮城県大崎広域水道からの受水料金でございます。前年対比で2.7%の増となっております。

16節賃借料につきましては、水道料金調定システム、企業会計システムなどのシステム借上料でございます。

2目の受託工事費につきましては、関係工事に伴います配水管の布設がえに要した費用でございます。

3目の総係費につきましては、運営管理に要する事務費でございます。1節報酬は水道事業審議会の委員12名分の報酬、5節委託料につきましては水道庁舎の宿日直業務委託料、9節賃借料は配水管の水管橋添架による借上料でございます。

4目減価償却費につきましては、建物構築物車両、機械器具などの固定資産の本年度償却分でございます。

6目その他営業費用につきましては、コードカバー、メーターカウンターなどの貯蔵品の売却原価でございます。

2項営業外費用でございますが、1目支払利息につきましては企業債利息。2目雑支出は第三者による支出、破損修繕費でございます。

費用の合計につきましては7億8,673万6,377円でございます。

189ページをお願いいたします。

固定資産の明細書でございます。

資産につきましては、土地、建物、構築物、機械装置、車両、工具機器、建設仮勘定の種類別に整理をしておりますけれども、合計の部分で説明をさせていただきます。

年度当初額が85億9,230万8,801円で、当年度増加額3億7,311万5,184円、当年度減少額につきましては86万3,945円で、年度末の現在高につきましては89億6,456万40円となっております。当年度の増加につきましては、大和インターの土地区画整理組合より水道施設が移管されたものが主なものとなっております。

当年度の減少につきましては、鶴巣ポンプ場の更新、機械の入れかえを行いました。それによる残存価格の減少でございます。

次に、減価償却額でございますが、年度末償却未済額高は57億9,000万6,728円となっております。

次に、(2)無形固定資産明細でございます。

年度の当初額75万4,548円に対しまして、ダム使用権の年度償却額の減少によりまして、年度末現在高は72万2,837円となっております。

190ページ、191ページにつきましては企業債の明細書となっておりますので、ごらんいただければと存じます。

よろしく願いをいたします。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

これで説明を終わります。

---

---

日程第13「報告第1号 平成24年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第13、報告第1号 平成24年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率について報告を求めます。財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは、議案書40ページをお願いしたいと思います。

報告第1号 平成24年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率のご報告でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関します法律によりまして、平成24年度決算に基づきます健全化判断比率及び資金不足比率を別紙監査委員の意見を付しましてご報告申し上げます。

内容そのものにつきましては、9月3日、冒頭の町長挨拶におきましてご報告のとおりのもをを表で記載したものであります。

なお、この健全化比率の対象につきましては、町で管理する公営企業を含む全ての会計及び関係する組合をも含む広いものでございまして、普通会計を対象としている決算統計の数字とは異なっておりますので、あらかじめご了解をいただければと思うところでございます。

1番目といたしまして、健全化判断比率でございます。

平成24年度決算の欄が大和町の24年度の数値でございます。大和町につきましては、



実質赤字及び連結実質赤字比率については該当なしでございます、横棒で記載がなっているところでございます。

続きまして、3段目の実質公債費比率につきましては7.1%、将来負担比率につきましても0.4%となりまして、それぞれこれについては前年度より0.4ポイント、それから26.6ポイント改善された数字となっているところでございます。

それから、その右の欄、早期健全化基準につきましては、この数字以上になりますと早期健全化計画を策定いたしまして県あるいは国の総務省の指導となります。いわゆる赤信号というような形のラインでございます。

それから、一番右側でありますけれども、財政歳計基準となっておりますけれども、この基準以上になりますと財政再生計画を策定いたしまして、やはり国や県の指導となりますけれども、これにつきましては赤信号というふうな形のものであります。財政悪化の要因分析、それから歳出削減、歳入増加策などを定めまして議会の議決を賜って、総務大臣報告というような形になるものでございます。

それから、2といたしまして資金不足比率でございますけれども、本町の場合につきましては水道事業会計、それから下水道事業会計、農業集落排水会計、戸別合併処理浄化槽特別会計、いずれも資金不足は生じていない状況となっているものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

続いて、平成24年度大和町各種会計決算審査の報告を監査委員に求めます。代表監査委員渡邊 仁君。

代表監査委員（渡邊 仁君）

監査委員の渡邊でございます。

決算審査報告の前に、今般判明いたしました下水道料金の賦課徴収漏れにつきまして、もっと早い時期にこれを指摘し、是正措置を勧告できなかったことに対し、関係監査委員を代表しおわびを申し上げます。

今後は、より一層、監査体制の充実に努めたいと思っております。まことに申しわけございませんでした。

おわびついでに、資料の訂正をお願いいたします。

お手元の監査審査意見書つづりの5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページの上段に町債現在高調べの表がございます。その表の農業集落排水のとこ

るでございますが、3つ目の平成24年度元金償還額、これが「23379」とございますけれども「25379」の誤りでございます。「23379」を「25379」にご訂正ください。

それで、その右側、残高「664797」とございますが、「662797」とご訂正願います。それに従いまして、合計の欄でございますが、24年度元金償還額の合計「1701978」とありますのを「1703978」。合計残高の一番右側ですけれども、「14610413」とありますのを「14608413」。

それから、その下の文章のところでございますが、「町債現在高は」と始まる文章の2行目の農業集落排水事業会計で「23379」とございますのを、やはり「25379」にご訂正ください。

それから、その3行下の本町の公債比率の下の行でございます。「410678」とございますのを「412678」。それから少し右に行きまして、総額「14610413」、これを「14608413」とおのおのご訂正方、お願いいたします。大変申しわけございません。

それでは、監査委員を代表いたしまして、平成24年度大和町歳入歳出決算の審査結果についてご報告を申し上げます。

お手元に配付済みの平成24年度大和町各種会計決算審査意見書の1ページから5ページまでをご参照願いたいと思います。

地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました平成24年度一般会計、各種特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに平成24年度基金運用状況報告書を審査いたしました。

審査の対象といたしましたのは、平成24年度一般会計決算並びに国民健康保険事業勘定特別会計決算から水道事業会計決算までの11項目の特別会計決算でございます。

審査期間は、一般会計が7月2日から8月2日までの実日数18日間、各種特別会計決算が7月2日から7月31日までの間の6日間、各種基金運用状況につきましては7月2日と4日に、財産に関する調書につきましては7月3日に審査をいたしました。また、水道事業会計決算につきましては、他の会計に先立ち、6月19日、20日の2日間にわたり審査をいたしております。

次に、審査の結果でございますが、審査に付された平成24年度各種会計決算につきましては決算計数に誤りがなく、歳入確保の努力並びに歳出の効率性が保持され、書類の整備もなされており、会計経理は全般的に見て適正・妥当であると認定をいたし

ました。

続きまして、決算の概要と意見の総括でございますが、水道事業会計を除く一般会計と10の特別会計で見ますと、歳入総額は予算総額160億8,951万5,000円、調定額172億1,474万5,089円に対し収入済み額は165億6,441万3,806円で、予算対比102.95%、調定対比96.22%の収入割合でございました。これは企業等の進出に伴う人口の増加や設備投資の増加などによる前年対比6.8%増となる町税の増収、さらには職員一丸となって取り組んだ徴収率の向上によるものであります。

また、不納欠損として認定いたしました額は8,899万1,512円ではありますが、いずれも合法的手続を踏んでおり、やむを得ないものと認めた次第でございます。

その結果、収入未済額は5億6,133万9,771円となっております。

一方、歳出におきましては、支出済み額が156億9,304万8,986円で、予算現額に対する執行率は97.54%となっております。

また、繰越明許費及び事故繰越として1億3,325万円が平成25年度に繰り越されましたが、これは主に東日本大震災の災害復旧の影響を受けた入札の不調や国の補正予算にかかわるものであり、やむを得ないものであると認定をいたしました。

この結果、不用額の総額は2億6,321万6,014円となっております。

以上により、平成24年度決算については一般会計・特別会計ともに適正に執行されたものと認定をいたしました。

なお、財政調整基金を初めとする一般会計の積み立て基金残高は、3億6,753万7,000円増の29億1,796万9,000円となっているものの、各種施設の維持管理や南部地域の施設整備に要する費用などが見込まれることから、財源の重点的かつ効率的配分を念頭に置かれ、各種事業の遂行に全力を尽くすとともに、経費の削減・合理化になお一層の努力を望むものであります。

次に、平成24年度末における町債の現在高でございますけれども、5ページ中段の表のとおりであり、前年度に比較して普通会計で1億5,923万1,000円の減、下水道事業会計で2億1,110万9,000円の減、農業集落排水事業会計で2,537万9,000円の減、水道事業会計では2,387万1,000円の減となっております。

戸別合併処理浄化槽会計につきましては、元金償還が少額のため691万2,000円の増となっております。

本町の公債費比率は5.3%と前年度と同率になっておりますが、町債残高は全会計を合計しますと前年度より4億1,267万8,000円減額したものの、総額では146億841万3,000円と多額でございます。後年度の義務的経費の増加を招く要因となりますので、

長期的視点に立った財政見通し並びに償還計画に沿った中での運用になお一層ご留意願いたいと思います。

次の一般会計からの財政の概要につきましては、事務局よりご報告いたさせます。

議長（大須賀 啓君）

書記次長千坂俊範君。

書記次長（千坂俊範君）

失礼いたします。書記次長の千坂でございますが、代表監査委員に引き続きまして、平成24年度各種会計決算意見書を朗読、説明をさせていただきます。

意見書の6ページをお開き願いたいと思います。

財政収支の状況でございます。

本町の財政収支を普通会計、普通会計とは地方財政の統計上、統一的に用いられる会計の区分でございまして、本町の場合は一般会計と奨学事業会計ということになります。これについて見ますと、歳入決算総額104億5,613万1,000円、歳出決算総額97億5,847万2,000円となり、歳入は前年度と比較し5億340万6,000円の減、歳出においては5億8,716万1,000円の減となっております。歳入歳出差引額は6億9,765万9,000円となり、繰越明許費や事故繰越による翌年度に繰り越すべき財源は3,773万2,000円であるため、実質収支も6億5,992万7,000円の黒字となりました。単年度収支は1億4,706万9,000円の黒字、実質単年度収支においても1億4,772万5,000円の黒字となっております。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

次に、財政分析主要指数の推移でございます。

過去3カ年の指数の推移は下表のとおりであります。財政力指数が前年度より0.009ポイント増加し0.627となりました。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度と比較し2.9ポイント減少し78.6%となり、年々減少傾向となっております。しかし、指数的にはまだ高いことから、財政構造の硬直化が懸念されるため、今後も経常経費の削減を念頭に入れた財政運営が求められます。

また、公債費比率は前年度と同率の5.3%、地方債許可制限比率は0.1ポイント減の3.5%とわずかながら減少したものの、今後も財政運営には十分に留意をする必要がございます。

表の下、歳入の総括でございます。

歳入決算の概要を示しますと、平成24年度一般会計予算額は100億2,505万2,000円、収入済み額104億4,629万8,000円となり、前年度と比較し収入済み額で4.6%の減となっております。

詳細につきましては、10ページから13ページ掲げてございます表のとおりでございます。その部分につきましては割愛をさせていただきます、14ページをお開き願いたいと思います。

歳入の状況を見ますと、町税で1億8,709万3,000円、前年度2億2,520万8,000円、あと以下、記載のとおり収入未済額が生じてございます。この中で、国庫支出金と県支出金につきましては繰越事業に伴うものでありまして、やむを得ないものであります。

町税の収入未済額の内訳は、町民税8,045万9,000円、固定資産税1億205万5,000円、軽自動車税457万9,000円、総額で1億8,709万3,000円となり、前年度と比較いたしまして3,811万4,000円の減となっております。

一方、後述しております国保税の収入未済額も前年度より6,167万4,000円の減となったものの、2億3,904万9,000円という多額な未済額となっているので、徴収に対する努力は認めますが、税の公平負担の原則から、徴収率向上のため策定した「町税等徴収事業計画」に基づきましてなお一層の努力を望むものであります。

また、分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入の収入未済額についても税と同様、収入確保についての特段の努力を望むものであります。

町税の不納欠損処分については前年度と比較し270万7,000円の増となっており、その金額は3,457万7,000円という大きな額となっております。しかし、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めたとところでございます。

次に、16ページをお開き願います。

地方交付税についてでございます。地方交付税は前年度対比で32.3%減の20億148万6,000円となりました。これを歳入全体の構成比で見ますと19.2%を占めております。

内訳として、普通交付税が17億1,800万1,000円で、前年度と比較して1億2,258万5,000円、6.7%の減となり、特別交付税については約4分の1の2億8,348万5,000円となりました。この結果、交付税全体で9億5,302万6,000円の減となりましたが、これは震災復興分の減少が要因となっております。

次に、歳出の総括でございます。

平成24年度一般会計歳出予算額は100億……。

議 長（大須賀 啓君）

途中でありますが、暫時休憩します。再開は午後 1 時とします。

午後 0 時 0 0 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

議 長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

書記次長千坂俊範君。

書記次長（千坂俊範君）

それでは、意見書の17ページをお開き願います。歳出の総括から引き続き朗読説明させていただきます。

平成24年度一般会計歳出予算額は100億2,505万2,000円、支出済み額は97億5,007万8,000円で、予算に対する執行率は97.26%でございます。

支出済み額を前年度と比較すると5億8,724万6,000円の減、不用額につきましては1億5,027万8,000円が生じております。

4行、割愛をさせていただきます。

繰越明許費は件数で6件、金額で8,519万1,000円となっており、前年度と比較し金額で3億9,301万5,000円の大幅な減となりました。

内訳は、総務費499万5,000円。事業名については省略をさせていただきます。民生費115万5,000円、土木費4,003万3,000円、災害復旧費3,900万8,000円となっております。また、事故繰越については東日本大震災からの復興に伴う資材・作業人員の不足などにより件数で4件、金額で3,950万5,000円となっておりますが、それぞれやむを得ないものと認めたとところでございます。

3行、割愛いたします。

不用額については前年度に比較して5,108万4,000円の減となりました。事業の未執行は見受けられませんが、なお予算の補正措置等に十分考慮すべきでございます。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。

23ページをお開き願いたいと思います。

平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計につきましては、歳入予算額24億4,120万6,000円、収入済み額24億7,348万8,000円、予算対比で101.3%となっております。歳入予算の確保はなされております。しかし、調定対比については89.5%となっております。収入未済額2億3,904万9,000円が発生をしております。これは前年度と比較して6,167万4,000円、20.51%の減となっているものの予算額の9.8%を占めるほど多額なものでございます。不納欠損額は前年度に比較して1,002万5,000円の増となっております。その金額は5,076万6,000円となっております。しかし、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めました。

国保税の徴収率については67.51%と4.13ポイントの増加で、その内訳は、現年度分が0.45ポイントの増の88.14%、滞納繰越分が2.29ポイント増の26.51%となっております。

収入済み額は、現年度分が前年度より1,840万7,000円の増加となったものの、滞繰分については733万7,000円の減となっております。収入未済額は減少しているとはいえ2億3,904万9,000円と多額になっておりますので、今後も町税等徴収事業計画に基づき特段の徴収努力を望むものであります。

歳出については、支出済み額23億6,334万2,000円で96.8%の執行率となっております。被保険者数は6,152人で、前年度と比較し136人、2.2%の減となっております。

26ページをお開き願いたいと思います。

介護保険事業勘定特別会計でございます。

介護保険事業勘定特別会計においては299万9,000円の不納欠損が発生いたしましたが、前年度に比較して20万5,000円減少し、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めました。

34ページをお願いいたします。

平成24年度の下水道事業会計については、歳入予算総額16億3,202万円、調定額16億5,910万7,000円、収入済み額16億4,065万7,000円で、予算対比100.5%、調定対比98.9%となりました。

なお、明許繰越費を除いた歳入未済額の内訳は、受益者負担金410万6,000円、下水道使用料983万9,000円となっており、前年度と比較して受益者負担金で15万3,000円の減、下水道使用料で790万8,000円の減となっております。不納欠損処分については37万7,609円となっておりますが、合法的な手続により行われ、やむを得ないものと認めました。

水洗化普及状況につきましては、水洗化率が86.24%と前年度対比で1.57ポイント

の増となっているものの、なお一層の普及啓発を望むものであります。

また、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計については、歳入歳出予算とも既決のとおり執行されており、適正と認めました。

なお、ただいま申し上げましたほかの特別会計につきましても、歳入歳出とも既決どおり執行されており、適正と認めております。

次に、35ページ水道事業会計でございます。

ページ中ほどのところ、財政状況についてでございます。

収益的収支で、収入総額 8 億3,982万3649円（税抜き）に対し支出総額が 7 億8,673万6,377円（税抜き）となり、その差引額5,308万7,272円が当年度の純利益となっております。

4 行ほど割愛させていただきます。

また、資本的収支においては、収入総額8,140万5,500円（税込み）に対し支出総額 2 億7,940万4,942円（税込み）で、その差 1 億9,799万9,442円については過年度分損益勘定留保資金 1 億4,016万3,365円、建設改良積立金5,000万円、減債積立金50万円、消費税資本的収支調整額733万6,077円をもって補填をしています。

まだまだ景気が好転しない状況下で、収益収支については給水収益の増加により24年までは黒字になっております。しかし、今後は加入金の減少が見込まれるなど経常収支は厳しいものになることが予想されますので、誘致企業従業員の定住等による水需要の増加を期待しつつも、本町の水道事業の特性に合った料金体系の見直しなどにより負担の適正化を図るなど、公営企業としての経営基盤安定になお一層の努力を望むものであります。

経理につきましても、関係諸帳簿とも計数を照合した結果、適正であると認めました。

それでは、40ページをお開き願います。

ページ中ほど、財産管理でございます。

公有財産の管理について、普通財産・行政財産ともに取得、処分、所管がえ等の都度、台帳整備が行われており、台帳と財産の整合性は図られていました。

2 行、割愛いたします。

肉用牛貸付飼育事業運営基金、土地基金、国民健康保険資金貸付基金の運用については、各関係諸帳簿と計数を照合した結果、計数に誤りなく基金の運用がなされ、妥当性が保持されているものと認めました。以上でございます。



議長（大須賀 啓君）

次に、財政健全化法に係る審査の報告を監査委員に求めます。代表監査委員渡邊仁君。

代表監査委員（渡邊 仁君）

それでは、41ページの財政健全化審査意見書をお開き願いたいと思います。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により審査に付されました平成24年度財政健全化判断比率及び公営企業にかかわる資金不足比率について審査をいたしましたので、ご報告いたします。

まず、普通会計財政健全化の審査意見でございますが、審査の概要については割愛させていただきます。

審査結果の総合意見でございますが、審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されておりました。

個別意見ですが、実質赤字比率につきましては、平成24年度の決算は黒字であり、実質赤字比率には該当せず、かつ、その黒字比率は10.18%と適正な比率となっております。

連結実質赤字比率につきましても、黒字決算の関係上、連結実質赤字比率には該当せず、その黒字比率は24.98%と適正な比率となっております。

実質公債費比率につきましては7.1%となっており、早期健全化基準の25%と比較しますとこれを下回り、良好な比率でございます。

将来負担比率につきましては0.4%となっており、早期健全化基準の350%と比較し、これを大きく下回って良好な比率となっております。

改善事項はございませんでした。

次に、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計並びに戸別合併処理浄化槽特別会計に関する経営健全化の審査意見でございますが、審査の概要については割愛させていただきます。

審査の結果でございますが、審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されておりました。

また、平成24年度は、水道事業会計が7億9,143万8,000円、下水道事業特別会計が1,653万3,000円、農業集落排水事業特別会計が735万3,000円、戸別合併処理浄化槽特別会計が344万5,000円とそれぞれ資金余剰額があり、資金不足比率には該当しません。資金不足の状況ではなく、良好な状態であると認定いたしました。

改善事項はございませんでした。

以上で報告を終わります。

議長（大須賀 啓君）

監査委員報告についての質疑は、決算特別委員会の最終日に行う予定となっておりますので、ご了承ください。

---

---

#### 決算特別委員会の設置について

議長（大須賀 啓君）

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第12号までについては、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第12号までの各種会計歳入歳出決算については、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ただいま決算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午後1時18分 休憩

午後1時19分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告します。委員長に伊藤 勝議員、副委員長に中川久男議員が選任されました。

お諮りします。

決算特別委員会による決算審査及び議事の都合により、9月7日から9月12日まで

の6日間、本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、9月7日から9月12日までの6日間を休会することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、9月13日の決算特別委員会終了後といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時20分 延 会